

労働基準広報 2016 No.1885

4/11

CONTENTS

特集 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン—6
 ～両立支援のための環境整備や具体的な進め方を示す～

症状などは個人差が大きい ため個別事例の特性に応じた配慮が必要

厚生労働省は2月23日、治療と職業生活の両立支援における関係者の役割や支援の進め方などをまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表した。ガイドラインでは、両立支援が私傷病である疾病に関わるものであることから、両立支援については労働者本人による申出をもとに取り組みを基本としており、①労働者による事業者への申出、②事業者による産業医等の意見の聴取、③事業者が就業上の措置等を決定・実施—といった流れで進めることが望ましいとしている。

(編集部)

●労働判例解説/M社事件 ————— 20

パワーハラスメントを理由とする降格処分
**パワハラが懲戒処分の対象であると
 周知しており処分は有効**

(平成27年8月7日・東京地裁判決)

本件は、パワハラ行為を理由に会社Yから懲戒処分(降格)されたXが、処分の無効を求めた事案。判決は、Xのパワハラを認定した上で、Yは社内文書でパワハラの定義と行為類型を記載し、パワハラが懲戒処分に該当する行為であることを周知している—などとして、本件降格処分を有効とした。

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●解釈例規物語⑦⑨ ————— 31

第39条関係
**年次有給休暇の賃金支払いの前提
 となる賃金カット**

(中川恒彦)

●NEWS ————— 1

(26年度・監督指導による賃金不払残業の是正結果)是正対象労働者数は過去最多の20万人超に/〔安衛則改正し29年4月1日施行〕法人代表者等の自らの事業場の産業医兼任を禁止/〔JILPT・セクハラ等に関する調査〕セクハラを経験した労働者割合は28.7%/ほか

●労務資料/平成27年 賃金構造基本統計
 調査結果③ ————— 42

短時間労働者は男女とも最高額更新

～短時間労働者の賃金等～ (厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル④⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●わたしの監督雑感 茨城・筑西労働基準監督署長 小室順 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

雇用保険法 [雇用継続給付におけるマイナンバーの取扱い] 最近見直されたのか — 48 特定社労士・大槻智之
 配置転換 [妊産婦への健康管理の措置義務] 勤務地変更の希望拒否したい — 50 弁護士・山口毅
 休業・休職 [うつ病から復職後週1日休む者] 昇給なしでよいか — 52 弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内